

浜松市立与進中学校

「いじめ防止等のための基本的な方針」

はじめに

いじめは誰にも起こりうる、誰もが被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に努める、という基本認識にたち、全生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。

そして、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5項目をについてすべての教職員が一致協力して取り組むことをここに表明します。

いじめ防止のための基本姿勢

- ・ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- ・ 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ・ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。
- ・ いじめの早期解決のために、いじめを受けた生徒の安全を保障するとともに、校内だけでなく保護者や地域と連携して、解決にあたります。
- ・ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたります。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（以下「法」）第2条）をいいます。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立って行います。この際、いじめには、多様な態様があることに留意し、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子や周辺の状況等を客観的に確認します。

《具体的ないじめの表れ》

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの理解

すべての子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

いじめは、その子どもたちの健やかな成長を阻害するだけでなく、将来に向けた希望を失わせ、生命の危機を生じさせる絶対に許されない行為です。

生徒は人と人とのかかわり合いの中で自分の可能性を知り、お互いの良いところを認め合いながら成長していきます。お互いが思いやり、だれもが安心して生活できる集団であれば、生徒ひとりひとりが自分の特性を自由に伸ばすことができます。しかし、集団の中に他者を排除するような雰囲気を作られ始めると、集団は生徒の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。

いじめは、単にいじめられる者といじめる者との関係だけでとらえることができません。集団の中には、いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」、いじめを見てはやしたてる「観衆」、いじめをやめさせようとする「仲裁者」があります。集団の構成が「傍観者」と「観衆」が大多数を占めたとき、いじめが起こりやすくなると考えています。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育成し、心の通い合う温かな人間関係を築き、いじめに向かわない子どもを育てていきます。学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応します。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早く解消に向けて取り組んでいきます。

第2 いじめ防止のための対策

(1) いじめ対策のための組織

①「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止、早期発見、対処に関する措置を実効的に行うために当委員会を設置し、定期的に委員会を開催します。また、必要に応じて臨時委員会を開催します。

当委員会の構成員は以下の通りとします。

いじめ防止対策委員会		
構成員	委員長	校長
	副委員長	教頭、生徒指導主事（いじめ対策コーディネーター）
	委員	自治会代表 PTA 代表 健全育成会代表 民生児童委員代表 学年生活担当 養護教諭
	特別委員	スクールカウンセラー 東区社会福祉課 東警察署スクールサポーター

②「いじめ防止対策委員会」の機能

当委員会においては、いじめの未然防止や対応だけでなく、教職員のいじめ対応のための校内研修やいじめ予防ための取り組みについて企画、運営を行います。また、いじめ対策が計画通り進んでいるかどうかのチェックや、それぞれの取組の有効性の検証をしていきます。

週1回、委員長、副委員長、委員による「生活部会」を開催し、生徒指導全体の情報交換をしながら、いじめがないかをチェックしていきます。

いじめが疑われるような行為が発見された場合は、当委員会がいじめとして対応する事案か否かを判断します。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断された場合は、被害を受けた生徒の心のケア、いじめを行った生徒の指導など、問題の解消まで責任をもって行います。

当委員会においては、問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いも行い、必要な指導を行います。

③与進中校区連携による教育活動の推進

与進中校区3校1園（与進中、与進小、与進北小、与進幼稚園）が、家庭・地域と一体となって、「心の耕し」を軸とした教育活動を推進します。

第3 いじめ対策のための具体的な取り組み

(1) いじめの予防

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付け、生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行います。

また、生徒の様子に変化が見られる場合には積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめます。

①人間関係づくり

生徒同士や教師と生徒の人間関係が悪化すると、いじめが起こりやすくなります。普段の生活の中で、思いやりのある行動をした生徒を称揚し、温かい人間関係が築ける雰囲気づくりに努めます。

②語りかけ

「語りかけ」の時間を設定し、担任だけでなく複数の教師が定期的に生徒に話をする場を設けます。教職員が自分の思いを語りかけることで生徒の心に訴え、いじめが起こりにくい集団づくりに努めます。

(2) いじめの早期発見

①生徒の実態把握

学期ごとにいじめに関するアンケートを行い、生徒の実態を把握します。アンケートの結果を検証し、いじめと疑われる場合は迅速に対応します。

また、担任が毎日の生活記録を必ず確認し、生徒の悩みや心配事などを受け止め、早期に対応します。

②相談体制の整備

スクールカウンセラーを中心に、心理、福祉に関する専門家を活用します。また、いじめ対策の研修を実施し、教職員の資質向上に努め、生徒や保護者に対する相談体制を整備します。

いじめの相談を受けた場合には家庭や地域等と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守ります。

第4 いじめへの早期対応

(1) 学校のいじめに対する基本的な対応

いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行い、いじめが確認された場合には、教育委員会に報告します。

いじめ防止対策委員会を中心に指導方針を決定し、組織的にいじめに対応していきます。

犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察署と連携してこれに対処します。子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合も直ちに警察署に通報し、適切な援助を求めます。

(2) 教職員のいじめ対応

- ① いじめ対応について教職員が共通理解をし、いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたります。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたります。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにも丁寧な指導をし、集団としての問題点について話し合わせるような働きかけをしていきます。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたります。いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行います。
- ⑤ いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かしていきます。

(3) 校長及び教員による懲戒

校長及び教職員は、子どもがいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、子どもに対して訓戒や叱責などを加え、子どもの規範意識や道徳心を培います。

第5 重大事態等への対応

(1) 重大事態の発生と調査

重大事態とは、次のような場合を言います。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ア) 生徒が自殺を企図した場合
 - イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ) 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめが原因で生徒が相当の期間（年間30日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- ③ 生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態等への対応

- ① 加害生徒に対して必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱うべきものと認められる場合には、浜松市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署と相談して対処します。
- ② 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- ③ 上記(1)①～③の通り、いじめが「重大事態」と判断された場合には、浜松市教育委員会からの指示に従って必要な対応を行います。

(3) 具体的な対応

- ①調査主体を学校とした場合
 - ・ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置します。
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施します。
 - ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供します。
 - ・ 調査結果を浜松市教育委員会に報告します。
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じます。
- ②学校の設置者（浜松市教育委員会）が調査主体となる場合
 - ・ 浜松市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。